

千曲市宅地開発等技術基準の一部を改正する告示

千曲市宅地開発等技術基準（平成15年千曲市告示第137号）の一部を次のように改正する。

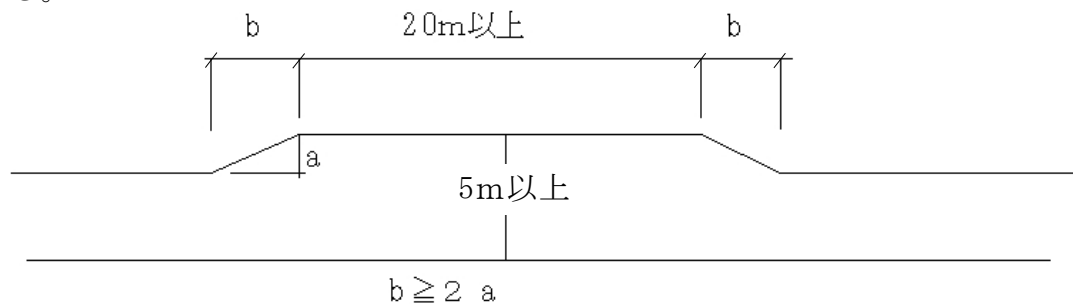
第7条ただし書中「第24条」を「第23条」に改め、同条の表を次のように改める。

開発区域の規模 (ha)	接続道路の幅員 (m)		
	住宅	住宅以外	共通
	主要な接続道路		その他接続する道路
0.1以上～0.3未満	4.0以上	6.0以上	協議による
0.3 " ～15 "	6.0以上		
15以上	9.0以上		

備考

- (1) 住宅とは、宅地分譲地又は建売分譲地を指し、住宅以外とは、それ以外のものを指す。
- (2) 接続する道路の幅員については、周辺の道路状況及び当該開発計画の内容から必要な幅員を検討し、市と協議の上決定するものとする。この場合において、幅員を確保する範囲については、次のいずれかによることができるものとする。
  - ア 別の主要な道路から当該区域までの区間で、主要な接続道路が短距離の場合は、当該敷地の接する範囲で幅員を確保すること。
  - イ 主要な接続道路に他の宅地が連続的に配置していて拡幅困難な場合は、当該敷地の接する範囲で幅員を確保すること。

第23条第3項中「6メートル」を「5メートル」に改め、同項の図を次のように改める。



附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行し、この告示の施行の日以後開催される千曲市開発行為等審査会規程（平成15年千曲市訓令第38号）に基づく審査会に係る開発行為の申請から適用する。